

京都大学大学院エネルギー科学研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第十七号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院エネルギー科学研究科(以下「エネルギー科学研究科」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 エネルギー科学研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、第四条第一項に掲げる講座及び協力講座の専任の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とする。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 研究科長は、再任されることができる。ただし、通算四年を超えないものとする。

5 研究科長は、エネルギー科学研究科の校務をつかさどる。

6 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

7 研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を行う。

(教授会)

第三条 エネルギー科学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(専攻及び講座)

第四条 エネルギー科学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

エネルギー社会・環境科学専攻 社会エネルギー科学講座、エネルギー社会環境学講座

エネルギー基礎科学専攻 エネルギー反応学講座、エネルギー物理学講座

エネルギー変換科学専攻 エネルギー変換システム学講座、エネルギー機能設計学講座

エネルギー応用科学専攻 応用熱科学講座、エネルギー応用プロセス学講座、資源エネルギー学講座

2 前項に掲げるもののほか、エネルギー科学研究科の専攻に協力講座を置くことができる。

3 前二項に掲げるもののほか、エネルギー科学研究科の専攻に客員の教授、助教教授をもって構成する講座(次項において「客員講座」という。)を置くことができる。

4 協力講座及び客員講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

(専攻長)

第五条 前条第一項の専攻に専攻長を置き、当該専攻の専任の教授をもって充てる。

- 2 専攻長の任期は、一年とし、再任されることができ。ただし、補欠の専攻長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(事務組織)

第六条 エネルギー科学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第七条 この規程に定めるもののほか、エネルギー科学研究科の内部組織については、研究科長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十六年五月十日までとする。
- 3 京都大学大学院エネルギー科学研究科長候補者選考規程（平成八年達示第十六号）は、廃止する。